

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 2 回 総 会

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

第2回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年4月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇

小 瀬 功 栗 須 幹 生

(欠席委員) 大 橋 秀 行 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

そ の 他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、18番大橋委員は公務のためということでございます。24番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第2回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、3番山本委員、4番井谷委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第2回総会総括表、3条所有権移転は、6件で田6,261㎡、畑3,128㎡、計9,389㎡でございます。5条所有権移転は4件で田1,094㎡、畑495㎡、計1,589㎡でございます。合計は、10件で田7,355㎡、畑3,623㎡、総合計は10,978㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字橋間■■■■番、台帳田、現況畑、面積599㎡ほか計5筆1,552㎡でございます。譲渡人は愛知県名古屋市■■■■。理由は遠隔地のため耕作できないためということでございます。譲受人は新鹿町■■■■。所有面積、耕作面積とも25aです。農作業歴は40年です。通作距離又は時間は1分です。世帯員等従事者は1人です。理由は農業経営規模拡大をするということでございます。

2番、育生町尾川字床根■■■■番、台帳畑、現況畑、面積373㎡ほか計3筆1,920㎡でございます。譲渡人は、育生町尾川■■■■。理由は高齢で耕作困難なためということでございます。譲受人は育生町長井■■■■。所有面積、耕作面積とも26aです。農作業歴は50年です。通作距離は0.3kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大をするということでございます。

3番、育生町尾川字木屋元■■■■番、台帳田、現況休耕、面積29

4㎡ほか計10筆3,512㎡でございます。譲渡人は、和歌山県新宮市■■■■。理由は高齢により農業をやめたいということでございます。譲受人は和歌山県新宮市■■■■。所有面積、耕作面積ともありません。農作業歴は10年です。通作距離又は時間は約1時間です。世帯員等従事者は2人です。理由は、新規参入で水稻・豆類を栽培するということでございます。

4番、紀和町小船字高畑ケ■■■■番、台帳畑、現況畑、面積257㎡でございます。譲渡人は、三重県津市■■■■。理由は遠隔地に居住し耕作困難なためということでございます。譲受人は紀和町小船■■■■。所有面積、耕作面積とも48aです。農作業歴は50年です。通作距離は0.1kmです。世帯員等従事者は2です。理由は、農業経営規模拡大するということでございます。

5番、紀和町小船字風呂ノ本■■■■番、台帳畑、現況畑、面積36㎡ほか計8筆1,755㎡でございます。譲渡人は、三重県津市■■■■。理由は遠隔地に居住し耕作困難なためということでございます。譲受人は紀和町小船■■■■。所有面積は41a、耕作面積は26aです。農作業歴は30年です。通作距離は0.2kmです。世帯員等従事者は2です。理由は、農業経営規模拡大するということでございます。

6番、紀和町小船字高畑ケ■■■■番、台帳畑、現況畑、面積165㎡ほか計2筆393㎡でございます。譲渡人は、三重県津市■■■■。理由は遠隔地に居住し耕作困難なためということでございます。譲受人は和歌山県新宮市■■■■。所有面積は43a、耕作面積は25aです。農作業歴は29年です。通作距離は小船にある自宅より0.1kmです。世帯員等従事者は2人です。理由は、農業経営規模拡大するということでございます。

第1号議案については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。なお、3番については、4月3日市役所において新規参入者の聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、新鹿町お願いいたします。

2番(坂口委員) 2番、坂口です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。内容等につきまして

は、今事務局から説明のあったとおりでございます。現地は、国道311号線の湊橋を渡りまして左の方向に行って■■■■■■■■■■くらい上ったところでございます。通作距離及び時間については1分となっておりますが、この土地は、■■■さんの家を上と下で挟んだ状態になっております。長年の耕作放棄地でありまして、小さな谷になっており1mくらいの水路があります。大雨が降ると■■■さんの屋敷に水が流れ込みまして、■■■さんも困り果て10年近く地あらしをして面倒を見てきたそうです。譲渡人の■■■■■■■■■■さんは、農業経験も全くない方でして、■■■さんに譲渡して作ってもらえないかということでございます。■■■さんは、熱心な農業従事者でして地元の委員としてはありがたいと思いますし、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、2番及び3番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

第1号議案の2番について説明いたします。申請の理由は、先ほど事務局から説明のあったとおりで、場所としましては、■■■■■■■■■■の前の市道を大森神社の方に300m程行った川に面しておりまして、譲受人の自宅より2～3分のところにあります。譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんとは、親戚関係にありまして、■■■さんの夫が亡くなってから依頼され耕作をしておりましたが、このたび譲渡人の■■■さんより、高齢で病弱のため農業ができないので譲渡したいとのことで申請の運びとなりました。また、譲受人の■■■さんは50年の農業経験もあり、トラクター、田植機をはじめ農機具は揃えておりまして、農業意欲も十分あり農業経営の拡大をしたいとのことです。また、畑につきましては、現在、柿、梅、お茶が植えてありまして、このまま管理していくとのことです。この案件につきましては、地元委員としては何ら問題はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

つづきまして、第1号議案の3番について説明いたします。申請の理由は、先ほど事務局から説明のあったとおりで、場所は、大森神社より■■■■■■■■■■に200mほど行った川向こうに、田畑が全て住宅の周りにあります。譲渡人の■■■さんは、現在新宮市に住んでおり、高齢のため農業を続けることができず止めたいとのことで、育生の住宅も含め田畑を譲渡するものです。また、譲受人の■■■さんは、4月3日に市役所において農地部会長、副部会長、事務局そして私を含め聞き取り調査を行いました。■■■さんは現在新宮市の■■■

■に住んでおり、田畑を借りて農業を行っております。また家族構成は妻と子供二人の4人家族で、住宅も譲受け育生に住みたいとのこと。農機具につきましては、譲渡人の■さんより全て譲り受けることで、トラクター、田植機、コンバインをはじめ全て整っております。そして許可あり次第本年より田畑を作りたいと耕作意欲も十分あります。また、育生においては高齢化が進み、耕作放棄する田が増える中、若い家族が来てくれて耕作してくれることは、大変ありがたいと思っております。つきまして、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 次に、4番、5番及び6番について、紀和町お願いいたします。

25番(栗須委員) 25番、栗須です。

第1号議案の3条所有権移転の4番、5番、6番についてまとめて説明させていただきます。移転の目的は、先ほど事務局の方から説明があったとおりです。場所としましては、小船梅林の一角に当たります。譲渡人の■様は、小船出身ですが、現在津市の方に住んでみえます。母親の■様が、今回譲受人となります■様、■様、■様の3人の方の隣接する畑で梅の栽培を行っていましたが、高齢でできなくなり、この3人の方々にそれぞれ栽培を委託していました。そして、先の紀伊半島大水害で■さん宅も家を流失する被害を受け、自身も高齢のため小船での再建をあきらめまして、現在は■様宅に身を寄せているということです。■様も津に住んでいることから栽培を続けるということは困難であり、今回この3人に譲り渡すこととなりました。■様も住所は新宮市となっておりますが、元々小船の方で、現在はほとんど小船に住んでいます。■様、■様、■様三方とも長年梅の栽培を行っており、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたしたいと思します。以上です。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案

を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字向イ地■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積495㎡でございます。譲渡人は有馬町■■■■。譲受人は久生屋町■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地及び進入路用地で、住宅平屋建て1棟、建築面積が103.97㎡を新築。住宅への進入路が36㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、造成図、建物平面図、建築確約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、飛鳥町佐渡字富士ノ谷■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積270㎡でございます。譲渡人は飛鳥町佐渡■■■■。譲受人は飛鳥町佐渡■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地及び進入路用地で、住宅平屋建て1棟、建築面積が64.59㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、造成図、建物平面図、建築確約書、■■■■の同意書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、飛鳥町野口字大田■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積448㎡でございます。譲渡人は和歌山県新宮市■■■■。譲受人は飛鳥町佐渡■■■■。賃貸借のみ■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、■■■■の駐車場で自動車18台分の448㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、造成図、誓約書、■■■■の理由書、土地賃貸借契約書の写し、定款の写し、議事録の写し、法人登記事項証明書、住民票、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

4番、飛鳥町神山字宮平■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積376㎡でございます。譲渡人は飛鳥町神山■■■■。譲受人は有馬町■■■■。転用の

目的・施設の内容等ですが、住宅用地及び駐車場用地で、住宅平屋建て1棟、建築面積82.08㎡を新築、自動車2台分の駐車場が27.25㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、[REDACTED]の始末書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について久生屋町お願いいたします。

12番（松本委員） 12番、松本です。

第2号議案の1番について説明いたします。

4月3日に農地部会長多川さん、事務局2名、地元委員として私松本の4名が現地調査をいたしました。転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、住宅用地及び進入路で、譲受人は、久生屋町在住の会社員の方で、申請地を譲り受け進入路を整備し自宅を新築しようというものであります。現地は地図にありますように、オレンジ道路沿い[REDACTED]から山側へ100mほど入ったところであります。

申請地の周囲ですが、隣接する農地は、譲渡人所有の畑であります。また、その周辺は住宅が増えてきているところであります。

この案件につきましては、建築後の家庭排水は、合併浄化槽から既設の側溝に放流するということでもありますので、周辺農地への影響はないと思われま。地元委員としては、聞き取り調査の結果、何ら問題ないと思えますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長 次に、2番、3番及び4番について、飛鳥町お願いいたします。

16番（杉谷委員） 16番、杉谷です。

第2号議案の2番、3番、4番についてまとめて説明させていただきます。2番について、転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、住宅用地及び進入路で、譲受人は、申請地に隣接した住宅に住まわれている公務員の方で、申請地を譲り受け、住宅を新築し、現在紀北町に居住している両親を住ませたいということでもあります。



現地は案内図にありますように、飛鳥町佐渡地内で国道309号の■■■■東側で国道沿いであります。

申請地の周囲には、すでに住宅が建っておりますし、また、非常に狭い畑に隣接していますが、家庭排水等は合併浄化槽を経て側溝に放流されるということで、影響はないと思います。畑の所有者の同意書も添付されております。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますし、町内の人口増にもなりますので、よろしくご審議下さるようお願いします。

次に、第2号議案の3番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、譲受人の■■■■さんが譲渡人の■■■■さんから申請地を売買にて譲り受け、自分が経営する■■■■の従業員用駐車場として使用するということでもあります。

現地は案内図にありますように、飛鳥町佐渡地内で国道309号の佐渡橋から奈良方面へ約500mを右折したところの、■■■■の裏側にあります。

申請地は、約30年ほど前に、譲渡人の■■■■さんが、当時の熊野市の工事による残土置き場として提供したものでありましたが、農地法にかかわることとは知らずに、土砂を置いたまま現在に至ったもので、今回、■■■■さんが譲り受けることとなり、そういった内容の理由書が添付されております。また、申請地は、トラックの車庫に隣接しておりますが、農地には隣接しておらず周辺農地への影響はないと思います。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いします。

次に、第2号議案の4番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、住宅用地及び駐車場で、譲受人は、有馬町に住まわれている会社員の方で、申請地を父から譲り受け、住宅を新築し転居するということでもあります。

現地は案内図にありますように、飛鳥町神山地内で、飛鳥小学校の対岸の■■■■であります。申請地の北側と南側には、すでに住宅が建っており、家庭排水は合併浄化槽を経て既設の排水路へ放流しますし、農地には隣接していないことから、影響はないと思います。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますし、町内の人口増にもなりますので、よろしくご審議下さるようお願いします。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の1番から4番については、私からは何も言うことはありません。特に喜ばしいことは、家族が近くで増えるということは、なかなか良いことではないかということでございます。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

先般の農業委員会でちょっと質問させていただきましたけども、熊野市の農業委員会の所轄事項にあったと思うんですけども、農地申請の許可申請に係る面積の制限の項目で、今の施行はいつ頃だったんでしょうか。

事務局 熊野市の下限面積の施行年月日は、平成21年12月15日になっております。

22番（浦坪委員） 合併してからですね。ちょっと気になりますことは、全体的に下限面積は高いと思うんですけど、特に久生屋、金山の50aは、ちょっと面積が広いんじゃないかというような気がいたします。といいますのは、今日のように農家数が少なくなってきましたと、少しの農地を求めたいと言っても下限面積が50aいわゆる5反歩が引かかって取得ができないということが多々あると思います。ですから金山だけじゃなしに全体的な見直しというのはこの農業委員会の段階で規模決定というのはできますよね。知事から農業委員会に下限面積の設定についてはできますよということはありません。

よね。

事務局 下限面積については、農業委員会で決定して知事に通知するということになっております。

22番（浦坪委員） 通知だけですよね。

事務局 そうです。

22番（浦坪委員） 決定は農業委員会で決定するということですね。

事務局 そうですね。

22番（浦坪委員） そのへんの意向はどうでしょうかね、考え方として。地元の農業委員さんにも聞いていただいたらいいと思うんですけども。今お答えできなければ後々に検討していただいて、どうですかということの意見を言っていたらと思いますけども。

事務局 農地法ですと原則全て50aという下限面積になっているんですけども、ほかに別段の面積を農業委員会は定めることができるようになっていんですけど、それは農地法の施行規則に基準がありまして、その基準に基づいて、熊野市の場合10a、20a、30aというような別段の面積を定めておるところでございます。その基準に照らし合わせて算出した数字がこの数字になっていますので、下限面積以下の農家の方が40%を超えているとかというような色々な基準がありますので、その基準に照らし合わせて今のがどうかというのを検討しまして、見直す必要があるかどうかというのを皆さんで議論していただいたらいいかと思います。

22番（浦坪委員） 確かに基準というものもあると思うんですけども、現実問題として地域の農家の状況、農業の状況を勘案してみる必要もあるんじゃないかというふうに思います。従って、今局長が答弁されたように、基準とはなんたるものやというものを示しただいて、それで皆さんのご審議に付するという事で考えてみてはどうかと思います。これは提案です。

事務局 一度基準と現状とを整理しまして議論できるような資料を作りまして議論をお願いしたいと思います。

議長 この問題はですね、県の農業会議でもよく以前は出ました。都会から来た人たちが家を買って、自家用の菜園をほしいという人がたくさん出てきて、そういう問題がありましたが、やはり農地を細分化するというのは、国の5反歩という基準からしてもなかなか色々な問題があって、変えるということではなかったわけですけど、浦坪委員のお説は、そういう意見が多かろうと思

いますが、国の農政の考え方からして今まで変えないで、有馬や井戸は3反歩、金山、久生屋は農地が多いから5反歩というようなこともあるわけですが、そういうご意見もごもっともであるし、国の政策もごもっともであるし、難しいところですけど、ほかの市町とも照らし合わせたり検討できるものは事務局で調査して検討していきたいと思います。

22番（浦坪委員） 皆さんの手元に互助会の精算した通知がありますよね。熊野市農業委員会互助会会則第1条から第7条まで書かれています。ちょっと懸念するところですけども、今まで1回として精算に当たっての監査報告というのは全然なかったです。これ監査というのはいないんですか。

事務局 委員の皆様の互助会ですので公的な監査というのはいないです。

22番（浦坪委員） 公的な監査はないにしても、皆さんの毎月2千円、それは任期ごとに精算するわけですね。決算報告をすると同時に監査もあってしかるべきじゃないかという思いもするわけです。

事務局 そういう提案をいただきまして、そういうふうにするのが正当かなと事務局としても思います。これまで長年やってなかったようですので、前例に従って今回もそういうようにしましたが、考えます。

議長 私は、そのようなものは私が会長でなくても、一委員でありましても必要ないと思っております。みんな信頼して、不正もありませんし、こういう内輪のものでありますから、せよというならしますけど、ほかでも会費を取って運営しているところは監査をしますけど、議会の互助会でも最後の報告はしますけど、監査というものまでないと思いますけどどうですか皆さん。必要があったら面倒くさいことではないのでしますけど、あなたが監査委員になってやってくれても結構ですよ。

22番（浦坪委員） 疑うわけではないですよ、決して。しかし24人の農業委員さんの毎月の2千円。しかも今回額を見てもかなり大きいんですよ。だからどうなっとるんかなと思ったわけです。信頼関係は大事だと思いますけども、あってしかるべきじゃないかなというふうに思います。

議長 正確に運営をして、残ったら、任期末にお辞めになる方もおられますし、新たな出発なんで、お返しするというようなことで、今会費はゼロです。何かあったら立て替えておかなければならないという互助会の運営です。そういうような運営をしてきましたけれど、改めるべきであれば改めます。私は、これくらいのことで監査するとかいうのはどうかと、いつでも見ていただけ

るし、簡単なことだと言っても事務局にそれだけの仕事が増えるわけですから、昔のように5人も6人も居た農業委員会が今は4名です。そういうことを考えたら省力化して、必要なこともないものは省いていく方がいいと思うんですけど、皆さんがそれは間違っているとおっしゃられるんならさせます。会計報告ぐらいいは、帳簿があるのでしたらいいと思います。

25番（栗須委員） 今、会長の方から言われたように、監査までやる必要はないかもしれないですけど、最低明細書ぐらいいは精算の時に一緒に入れる、それぐらいいは必要じゃないかと思ひます。

事務局 誠におし訳ござひませひ。おししゃるとおりでござひまして、今回の分を後日でもおし知らせさせさせていただきます。

22番（浦坪委員） 3年ごとでいいと思ひうんですけど。1年ごとにしないで、3年でこひうふうにおし集金させていただきます、こひうふうな支払いがあつて残りはこひうふうになりまして、皆さんにおし分配するこひうふうになりまして、そのへんはあつてしかるべきやないかと僕は思ひます。

事務局 はいわかりました。そのようにおし精算書を作らせてもらひます。

議長 ほかに何かござひませひか。

13番（榎本委員） 先ほどの下限面積の件でござひますけれども、再三におわたつて今までもおし言つておしることなんですけど、パイロットの面積が広いので、それを農業者の人数で割つた面積になるんですね。それだからおし上がつてくるんです。その基準を熊野市農業委員会でおし決めれるものか、ではないかおしということだと思ひうんです。それができなかつたらいつまで経つても一緒です。県から市町村におし権限移譲の時に基準も含めて移譲されたのかどうかです。この総会でおし決めれるものかどうかです。そうでなかつたらいつまで経つても一緒です。今までも何回もおし願ひしおしつたわけなんですけども、こひう算式でおしいかれた場合はおしとてもじゃないけど無理なんです。どうしても今のおし面積になるわけです。そこらへんをきちつとおし調べておしいただき、できるものならおし変えておしいただきたいと、こひうおし思ひつておしおります。よろしくおし願ひいたします。

事務局 現在のおし下限面積をどのようにおし決めたのかおし調べさせていただきます、農地法おし及び施行規則におし照らしおし合わせておし見直すかどうかのおし議論をしておしいただくためのおし資料を作つておしみたいと思ひますのでおし了承をおし願ひします。

議長 ほかにござひませひか。

（な し）

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

次回の現地調査は、5月1日金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく申し上げます。案内文書は後日出させていただきます。

また、次回総会は、5月8日金曜日、午前9時30分から市役所2階第1会議室での開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。

議 長 これをもちまして、第2回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時16分)